

杉並区立小学校の通学路設定要綱

杉並区立小学校の通学路設定要綱

平成10年3月10日
杉教学学発第1005号

改正 平成12年3月16日杉教学学発第1167号 平成19年3月28日杉教発第13591号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区立小学校(以下「小学校」という。)に在籍する児童(以下「児童」という。)の通学時における交通事故及び犯罪を防止するため、杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が杉並区及び関係機関等と協力し、児童が主として通学に使用する通路(以下「通学路」という。)を設けることにより、当該通学路の交通規制その他必要な措置を講じるとともに、交通安全教育及び犯罪防止教育の徹底と実践を積極的に推進し、もって児童の通学時の安全確保を図ることを目的とする。

(推進者)

第2条 児童の安全の確保を積極的に推進するもの(以下「推進者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 委員会
- (2) 各小学校
- (3) 保護者
- (4) 杉並区
- (5) 関係機関等
杉並警察署
荻窪警察署
高井戸警察署
関係団体
 - (ア) 杉並交通安全協会
 - (イ) 荻窪交通安全協会
 - (ウ) 高井戸交通安全協会
 - (エ) 小学校PTA協議会
 - (オ) その他自主的地域協力団体

(通学路の設定)

第3条 委員会は、次の各号により通学路の設定をする。

- (1) 必要に応じて他の推進者と協議のうえ、各小学校ごとに地域の実情に即した通学路の設定を行うものとし、通学順路、隣接の小学校の通学路、交通・犯罪発生状況及び児童の分布状況を勘案するものとする。
- (2) 私道に通学路を設定する場合は、当該私道の所有者に通学路設定承諾願(第1号様式)により通学路の設定の承諾依頼をし、通学路設定承諾書(第2号様式)により所有者の承諾を得て、これを行うものとする。

(通学路の設定基準)

第4条 委員会は、前条により通学路を設定するときは、概ね次に掲げる基準により、行うものとする。

- (1) できるだけ歩車道の区別がある道路とし、区別がない場合は、次の条件に適合する道路であること。
 - ア 車両の交通量が比較的小さいこと。
 - イ 道路の幅員が児童の通行を確保できる状態にあること。
 - ウ 視界が良好で、比較的地域住民等の注意が行き届く状態にあること。
- (2) 遮断機の無い踏切、見通しが不良等の危険箇所はできるだけ避けること。

(3) 幹線道路の横断箇所には、横断歩道、信号機が設置されているか、警察官、学童擁護員等による誘導等が行われていること。

(4) その他、児童の通学路として適当な道路環境にあること。

(通学路に対する措置)

第5条 委員会は、通学路について、必要に応じ他の推進者と協議のうえ、概ね次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 通学路である旨を明確に表示する。ただし、表示が困難なときはこの限りでない。

(2) 歩車道の区別のない道路については、その状況に応じて、次に掲げる措置を考慮する。

ア 小学校学校周辺の必要な箇所については、駐車禁止とする。

イ 登下校の特定時間帯には、交通実態に即した車両の通行止、一方通行又はその他の交通規制を行う。

ウ 路肩の整備及び路上放置物の整理を行い、安全な通行ができるように努める。

エ 車両運転者に対して安全運転の励行を呼び掛け、地域の実態によっては、自主的な運行回避を働きかける。

(3) 踏切、横断箇所等交通の要衝においては、通学の児童に対する指導を行うことにより、危険の排除に努める。

(4) 防犯上の危険性の有無について、定期的な点検と情報収集に努める。

(5) 通学路の安全性を高めるため、良好な道路環境の保持に努める。

(通学路設定の変更又は取消)

第6条 委員会は、通学路の道路改造その他著しく道路条件に変化が生じた場合は、通学路の設定を変更又は取消することができる。

(安全教育の徹底と実践)

第7条 各推進者は、お互いに連絡を密にし、児童に対して通学時における通学方法その他必要な注意等を行うとともに、交通安全教育及び犯罪防止教育の徹底と実践に努めるものとする。

(安全確保の機運の向上)

第8条 各推進者は、積極的に地域住民、町会・自治会、商店会等に働きかけることにより、児童の通学時における安全の確保に関する社会的配慮の向上に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日杉教発第13591号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式 略